

都道府県農業会議の概要

1. 組織

都道府県農業会議（農業委員会の会長、都道府県段階の関係農業団体が推薦した理事等、学識経験者を会議員とする都道府県段階に設置された認可法人（都道府県知事認可））

全国47都道府県に設置

平均会議員数 83.2人（うち常任会議員は 27.9人）

平均職員数 10.5人

会議員は農業委員会の会長、農業団体・機関の推薦者、学識経験者

表 - 20 会議員等の推移

（単位；人）

	55年	60年	2年	7年	10年	11年	12年
会議員数	4,060	4,019	3,995	3,949	3,928	3,920	3,909
1 会議当たり	86.4	85.5	85.0	84.0	83.6	83.4	83.2
会議員のうち 女性会議員	2	4	6	6	19	26	27
職員数	452	471	510	557	553	543	342
1 会議当たり	9.6	10.0	10.9	11.9	11.8	11.6	11.5

（農林水産省経営局構造改善課調べ。）

2. 業務

法令の規定により専属的な権限とされている法令業務及びそれ以外の任意業務を行う。

常任会議の平均開催回数は約12回

(1) 法令業務

農地法に基づく農地の転用につき都道府県知事が許可する場合の意見具申、農地等の賃貸借の解約等につき、都道府県知事が許可する場合の意見具申等の諮問機関としての業務に関する事。

法令業務の処理件数及び処理面積は、経済事情により変動するが、近年減少傾向にある。

・ 処理件数

60年 149千件 11年 125千件
(100%) (84%)

・ 処理面積

60年 20千ha 11年 14千ha
(100%) (70%)

表 - 2 1 都道府県農業会議の常任会議の開催回数(全国)

年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成9年	平成10年	平成11年
常任会議開催回数	318	610	605	588	591	586	581
一農業会議当たり	6.8	13.0	12.9	12.5	12.6	12.5	12.4

(農林水産省経営局構造改善課調べ。)

表 - 2 2 都道府県農業会議の主要法令業務の処理状況 (単位; 件、ha)

		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成9年	平成10年	平成11年
転用の制限	処理件数	59,280	44,728	50,223	38,984	36,350	34,241	32,657
	処理面積	11,641	4,990	7,980	3,046	3,440	3,376	3,214
転用のための権利移動の制限	処理件数	127,078	103,866	131,285	109,424	101,960	95,042	92,029
	処理面積	30,057	11,688	21,798	10,924	15,331	11,178	9,759
賃貸借の解除等の制限	処理件数	18	37	7	13	11	30	16
	処理面積	0	8	1	5	17	9	2
土地区画整理事業	処理件数	71	84	77	71	52	52	48
	処理面積	12,275	2,531	3,131	2,116	1,248	1,004	532
開発行為	処理件数	696	477	327	225	222	195	177
	処理面積	4,979	1,200	588	571	263	312	196
合計	処理件数	188,188	149,290	184,141	148,717	138,595	129,560	124,927
	処理面積	58,592	20,417	33,500	22,273	20,299	15,879	13,703

(農林水産省経営局構造改善課調べ。)

表 - 2 3 都道府県農業会議の任意業務(法第40条第2項)の平均業務量

単位; 回

	第一号						第二号		第三号		第四号		第五号		第六号	
	意見の公表		建議		答申		啓もう・宣伝		調査・研究		講習・研修		委員会に協力		付帯業務	
	単独	共同	単独	共同	単独	共同	単独	共同	単独	共同	単独	共同	単独	共同	単独	共同
10年度	108	47	38	7	126	6	624	74	296	75	1,698	221	19,629	49	1,342	55
11年度	96	32	33	10	96	7	790	124	380	99	1,869	254	18,060	152	1,397	91

(注) 付帯業務の中心は、経営者組織等の事務局活動。

(2) 任意業務

認定農業者の経営改善支援、農業法人の育成・支援、新規就農者対策等担い手の育成活動を行っている。

ア 農業委員・職員に対する講習・研修の実施、農業委員会の活動に対する支援、農業関係団体の連携活動。

イ 農業経営者の組織化のための活動、新規就農希望者の円滑な就農を図るための相談・支援活動を実施。

ウ このほか、農業者年金基金からの委託を受け、農業委員会に対して相談・指導活動を実施。

活動内容

主 な 事 業	事 業 内 容
農業経営管理能力向上支援事業	農業者の経営管理能力の向上を図るため、認定農業者及び多様な担い手を対象に地域別簿記帳講習会を開催する。また、簿記帳や青色申告の推進指導活動、簿記帳農家の経営調査を行う。
経営改善支援活動	会計・税務・労務・マーケティング等のスペシャリストの登録・派遣、農業経営指導者養成講習会、経営相談会等の開催、農業法人経営の支援等を行う。
農業法人等育成支援事業	農業法人の設立に関する相談活動、農業法人の経営体質を強化するための活動を行う。
農業雇用労働力確保支援事業	都道府県が指定する農業法人が行う雇用研修活動に対し、教育研修に要する経費の一部を助成する支援活動を行う。
農地流動化地域総合推進事業	市町村に設置する農地流動化の総合調整員の研修を行うとともに、推進資料の作成等を行う。
農地利用集積実践事業	市町村の事業実施地区に対する農地利用調整についての指導を行うとともに、利用集積緊急推進事業の担い手集積活動員を対象とした打合会の開催を行う。

表 - 2 4 都道府県段階の農業経営者組織の設立状況（平成13年）

農業経営者組織	都道府県数	参加農家数等(戸)
農業経営者協会	24	33,000
農業法人協会	47	2,200
稲作経営者会議	31	2,000
養鶏経営者会議	9	400
養豚経営者会議	24	2,000
観光農業経営者会議	6	600
肉用牛経営者会議	11	500
青年農業会議所	10	6,300
その他(注)	30	-

(注) その他の内訳……果樹、園芸、花き、施設園芸、酪農、茶、養蚕等地域特産に応じた作目ごとの経営者組織や農業青色申告会等の組織がある。
このほか、都道府県、市町村段階において認定農業者組織の設立が進められている。

表 - 2 5 都道府県農業経営者組織数の推移

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成11年	平成13年
組織数	78	93	115	183	189	192

(注) 昭和60年以前については「その他」の経営組織は含んでいない。
全国農業会議所調べ

- ・都道府県経営政策推進会議

構成員：県農業会議、県中、県土地改良事業団体連合会、県農業公社、県職員等

活動内容：構造政策推進のための方策、活動計画、啓もう普及、情報収集、市町村構造政策推進会議の行う活動の支援等

- ・都道府県経営改善支援センター

事業主体：都道府県農業会議(石川県を除く)

活動内容：都道府県経営改善支援センターを設け、経営改善スペシャリストの登録・派遣、認定農業者等に経営改善交流会の開催、家族経営協定の締結の推進及び市町村経営改善支援センターに対する支援、指導

(3) 都道府県農業会議の活動事例

《《優良農地の確保に関する活動》》

・ A 県農業会議

農業委員会「21 農業・農村活性化運動」として、モデル農業委員会を設定して、地域に密着した世話役活動による、優良農地の確保と効率的利用集積運動、多様な担い手の確保・育成運動、遊休農地等解消・有効利用運動、の3つの運動を推進している。

・ N 県農業会議

農地の有効活用を図るため、県会議において「遊休農地ゼロプラン」を制定し、県内農業委員会の窓口に遊休農地の活用を呼びかけるポスターを掲示するとともに、農業委員向けの遊休農地の活用のためのQ & Aを作成・配布する等、農業委員会系統組織が一体となって遊休農地の解消に取り組んでいる。

・ K 県農業会議

毎年8月を農業委員会による「農地を守るための農地パトロール月間」として設定し、県下の全農業委員会でパトロール班を編制して、遊休農地の把握と解消対策、農地の無断転用防止対策、について重点的な取り組みを実施している。

《《担い手育成・経営支援に関する活動》》

・ I 県農業会議

県農業会議が主催する異業種交流会において、県内の女性の異業種経営者を講師に招き、その体験を踏まえた実践的な講話を通じて女性農業委員、女性農業者等の農村女性リーダーを育成。

・ k 県農業会議

市町村農業委員会が実施した簿記記帳相談会に参加し、簿記記帳を実践している農業者を対象に、記帳結果を青色申告に活かすための決算・確定申告相談会を県農業会議が開催。

・ Y 県農業会議

複式簿記記帳の農家を対象に、公認会計士をアドバイザーに過去3カ年の貸借対照表、損益計算書などの資料と、農家一人一人から現在の経営状況や今後の方針等についての相談をもとにした経営診断活動を実施。

・ T 県農業会議

企業マインドを持った農業経営の確立に向けて、「アグリ簿記スクール」を設置し、複式簿記入門コース、パソコン農業簿記コース、などの支援活動を実施。

《《新規就農者の支援に関する活動》》

・ Y 県農業会議

14 年度から県単事業で農業経営革新支援者指導事業を実施している。ビジネスとして農業に魅力を感じている失業状態の他産業経験者を農業会議の職員（実習生）として6ヶ月間（更新すると1年間）雇用。IT や経営管理など他産業のノウハウ修得に積極的な先進農家や農業法人に派遣。現在30人が実習生として研修に取り組んでいる

・ K 県農業会議

「農業入門支援センター」を設置し、新規就農希望者の疑問や不安に懇切丁寧に対応するとともに、必要な情報提供とアドバイスを行ったり、地元の農村との連絡調整の仲介など、就農の実現に向けた取り組みを実施。

相談件数は、平成10年・117件、平成11年・182件、平成12年・497件、と年々増加している。

《《新・農業者年金に関する業務》》

・ H 県農業会議

農業者の老後生活の安定と福祉の向上を実現するため、新たな農業者年金制度の周知・加入推進活動を徹底。特に、新たに加入が可能となった農地を持たない畜産や施設園芸農家や移行加入しなかった若い農業者等に新制度のPRを重点的に実施している。

・ N 県農業会議

新・農業者年金特別対策として、農業者年金加入推進にあたっての十箇条を作成し、県段階で加入推進の数値目標を設定し、地域の担い手である認定農業者の加入を重点に、新制度への移行率の低い市町村の農業委員長、会長職務代理、事務局長の3者を対象に特別対策会議や市町村巡回を実施している。

《農業委員会への協力等に関する業務》

・ H県農業会議

平成7年5月から、県下の農業委員会に呼びかけ、「行動する農業委員会」づくりのため、農業委員会活動マニュアル、相談記録等を作成・配布し、農業委員による農家訪問活動の促進に取り組んでいる。

農業委員が自覚を持って農家を訪問し、地域の農業者の声を把握することで、農業委員会の意見の公表や他の行政庁への建議が活発に実施されるよう、重点農業委員会を指定し、総会に出席している。

・ G県農業会議

平成14年8月に農業会議の常任会議員など7人で構成する「食の安全と消費対策委員会」を設置し、農業委員会活動として生産者が消費者の望む安全で安心な農産物を提供することが大事であるとの認識の下に、農薬の安全使用に向けて「道の駅・朝市に出荷される皆さんへ」というチラシを作成し、農業委員会を通じて生産者に配布している。

・ K県農業会議

平成14年度から、新たな農業委員会づくりと活性化に向けて、「3シップ運動」を推進。3シップとは、リーダーシップ、マネージャーシップ、パートナーシップ。

この3つのシップの下に全農業委員会が年間活動計画を策定して、農業委員及び職員の個々の目標を設定した実践活動の展開を図っている。